

研究業績の水準判定について（案）

（これまでの決定事項等）

- 機構内の教育研究評価委員会における現況分析作業と達成状況評価作業を段階的に進めることが可能となるよう、評価実施スケジュールを見直し、研究業績水準判定に係る資料の提出時期を平成 28 年 5 月末（1ヶ月前倒し）とした。
- 達成状況評価について、第 1 期で実施した「重点的に取り組む領域に係る研究業績の分析」を廃止した。
- 検証アンケートでは、複数の法人が、研究業績水準判定の結果が現況分析の評価結果にどのように反映されたかが不明と考えている。
- 検証アンケートでは、多くの法人が、「SS」の定義が不明瞭であり、大学等内での選定が困難であると回答している。

《評価の方向性》

- 研究業績水準判定組織での研究業績の水準判定結果を参考にし、中期目標の達成状況の評価を行うために、中期計画に特に関連する研究業績が記載されている場合には、当該研究業績の水準判定結果を評価者に提供し、評価者は、水準判定結果を中期計画の実施状況の判定の根拠資料の一つとして活用する。
- 学部・研究科等の現況分析において、分析項目Ⅱ「研究成果の状況」については、第 1 期と同様に、研究業績水準判定組織での研究業績の水準判定結果を踏まえて判断する。
- 研究水準判定結果をより分かりやすく示すために、分析項目Ⅱ「研究成果の状況」の判断理由に、原則、以下の内容を記載する。
 - ・卓越した研究業績の具体的内容
卓越した研究業績の「研究テーマ」の具体的内容を引用しつつ、研究成果の状況を記載
 - ・「SS」「S」の判定結果の割合等
各学部・研究科等の専任教員数、提出された研究業績数、専門委員による判定結果のうち「SS」「S」の割合を記載

研究業績水準判定結果の反映方法イメージ図

